

川西市ホームページ広告表現ガイドライン

（目的）

第1条 川西市のホームページ（以下「市ホームページ」という）に、民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、川西市有料広告取扱要綱及び川西市ホームページ広告取扱基準に規定する事項のほか、ページデザインや利用者の操作感等を良好に保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

（広告の規格）

第2条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 高さ天地50ピクセル
 - (2) 幅 左右190ピクセル
 - (3) 容量20KB以内
 - (4) データ形式JPEG形式又はGIF形式
- 2 広告は、静止画とし、アニメーションGIFを使用したもの、ループ等の動画を使用してはならない。
- 3 前項と異なる規格については別途定めることとする。

（禁止表現）

第3条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

（市ホームページとの区別）

第4条 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが川西市の事業であると錯誤しやすいもの

（色調）

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

（解像度）

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第7条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 掲載ページ 市ホームページのトップページ
- (2) 位置 トップページ画面下
- (3) 枠数 16枠

第8条 前条に定めるもののほか、広告表現に関し必要な事項は市が別に定める。

付 則

本ガイドラインは平成19年2月1日から施行する。

付 則

本ガイドラインは平成20年2月1日から施行する。

付 則

本ガイドラインは平成26年4月1日から施行する。

付 則

本ガイドラインは平成30年4月1日から施行する。